

2	前項第三号に規定する日当及び旅費は、最高裁判所の規則で定める場合に執行官が支給するこれらの費用とする。
3	執行官の旅費及び宿泊料は、執行官がその勤務する裁判所から一キロメートル以上の地においてその職務を行なう場合及び執行官がその職務を行なうために宿泊を要する場合におけるこれららの費用とする。
	(費用の額)
2	前項に規定する費用を除くほか、費用の額は、実費の額による。
	(支払義務者)
2	第十二条 執行官の手数料及び職務の執行に要する費用は、執行官が申立てにより取り扱う事務については申立人が、裁判所が直接に執行官に取り扱わせる事務については裁判所が、支払い又は償還する。ただし、法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。
	(手数料の弁済期)
2	第十三条 執行官は、各個の事務を完了した後又はこれを続行することを要しないこととなつた後でなければ、その事務についての手数料を受けることができない。ただし、第八条第二項に規定する場合又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。
	(時効)
2	第十四条 手数料を受け、及び立て替えた費用の償還を受ける権利は、裁判所が支払い又は償還する場合を除き、これらを行使することができるときは、時効により消滅する。
	(予納)
2	第十五条 執行官は、申立てにより取り扱う事務については、最高裁判所の規則で定めるところにより、申立人に手数料及び職務の執行に要する費用の概算額を予納させることができる。ただし、申立人が訴訟上の救助を受けた者であるときは、この限りでない。
2	前項の概算額の予納は、執行官の所属の地方裁判所にするものとする。
3	申立人が第一項の概算額を予納しないときは、執行官は、申立てを却下することができる。
4	申立人は、予納した金額の限度において、手数料及び費用の支払又は償還の義務を免れる。

2	この場合においては、執行官は、予納を受けた者の申立てによる場合に執行官の請求により、国庫がこれを支給する。
	(訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例)
2	訴訟上の救助を受けた者の申立てによることで定めた費用で、債務者から取り立てることができなかつたものがあるときは、執行官の請求により、国庫がこれを支給する。
	(訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例)
2	第十六条 執行官は、一年間に収入した手数料による強制執行についての手数料及び職務の執行に要した費用で、債務者から取り立てることができなかつたものがあるときは、執行官の請求により、国庫がこれを支給する。
	(執行記録の保管等)
2	第十七条 執行記録の其他執行官が職務上作成する書類は、執行官が保管する。
	(執行記録の保管等)
2	当事者その他の利害関係人は、前項の書類その他執行官が職務上保管する書類の閲覧を求めることができる。
3	前項の規定により書類の閲覧を求めるには、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に手数料を納めなければならない。ただし、当事者が未済の執行記録の閲覧を求める場合は、この限りでない。
	(書類の作成)
2	第十八条 当事者その他の利害関係人は、執行記録その他執行官が職務上作成する書類の謄本若しくは抄本又は執行官が取り扱つた事務に関する証明書の交付を求めることができる。
2	前項の規定により書類の交付を求めるには、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に書記料を納めなければならない。
	(謄本等の作成)
2	第十九条 執行官は、その職務を行なうについて特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。
2	前項の場合においては、各執行官は、それぞれその手数料を受け、及び職務の執行に要する費用につき、各別にその支払又は償還を受けるものとする。
	(職務の代行)
2	第二十条 地方裁判所は、執行官の事故その他の理由により必要があるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、裁判所に執行官の職務の全部又は一部を行なわせることができる。
	(手数料及び立替金についての経過措置)

2	この場合においては、執行官の受けるべき手数料並び立替金の額については、なお従前の例による。この法律の施行前に第八条第二項各号に掲げる場合に該当した各個の事務に係る手数料及び立替金の額についても、同様とする。
	(訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例)
2	訴訟上の救助を受けた者の申立てによることで定めた費用で、債務者から取り立てることができなかつたものがあるときは、執行官の請求により、国庫がこれを支給する。
	(訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例)
2	第二十一条 執行官は、一年間に収入した手数料並びに同項第十二号の費用で最高裁判所の規用並びに同項第十二号の費用で最高裁判所の規則が政令で定める額に達しないときは、国庫からその不足額の支給を受ける。
	附 則
2	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
	(施行期日)
2	第二条 執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)及び執達吏手数料規則(明治二十三年法律第五十二号)は、廃止する。
	(執達吏規則等の廃止)
2	第三条 この法律及びこの法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、競売法その他の法律の規定は、別段の定めがある場合を除き、執行吏がこの法律の施行前に職務を行なうべき命令又は委任を受けた事務についても適用する。ただし、旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によって生じた効力を妨げない。
2	この法律の施行前に旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて執行吏がした強制執行その他の職務行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用について既にしたものとみなす。
2	この法律の施行前に当事者その他の関係人が旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつてした執行吏に対する委任その他の行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつてした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。
2	前二項の規定は、この法律の施行前に旧執達吏規則の規定により執行官の職務を行なう裁判所の規定によつてした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。
2	前二項の規定は、この法律の施行前に旧執達吏規則により執行官の職務を行なう裁判所の規定によつてした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。
2	この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件についてから施行する。
	(経過措置)
2	第一条 この法律は、昭和五十四年三月三〇日法律第五号)抄
	(施行期日)
2	第二条 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。
	(施行期日)
2	第一条 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。
2	前項の事件に係る執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めによるところによる。
	(手数料及び立替金についての経過措置)

2	この法律の施行前に完了し又は続行する手数料、第十二条第一項第十号及び第十一号の費用並びに同項第十二号の費用で最高裁判所の規則で定めるところによることを要しないこととなつた各個の事務及びその他の関係人がした行為について準用する。
	(手数料及び立替金についての経過措置)
2	第八条 この法律の施行前に完了し又は続行する手数料、第十二条第一項第十号及び第十一号の費用並びに同項第十二号の費用で最高裁判所の規則で定めるところによることを要しないこととなつた各個の事務及びその他の関係人がした行為について準用する。
	(手数料及び立替金についての経過措置)
2	第二十一条 執行官は、一年間に収入した手数料並びに同項第十二号の費用で最高裁判所の規則が政令で定める額に達しないときは、国庫からその不足額の支給を受ける。
	附 則
2	第一条 この法律は、昭和六〇年五月一日法律第三四号)抄
	(昭和六〇年五月一日法律第三四号)抄

